

島根県浜田市三隅歴史民俗資料館寄託「三隅二宮神社文書」中世分の翻刻と紹介

佐伯謙徳 目次 中司健一 西田廣

三隅二宮神社文書は島根県浜田市三隅町三隅に所在する三隅二宮神社の所蔵文書である。現在は同市三隅歴史民俗資料館に寄託されており、「二宮神社古文書」として浜田市の有形文化財に指定されている。一九七一年に刊行された『三隅町誌』二七一頁に言及はあるものの、これまで必ずしも十分に検討・利用されてきたわけではない。

神社の合併などにより複数の神社の文書から構成されていると考えられるが、御神本（みかもと）大明神関連の文書が含まれていることは注目される。御神本大明神は、三隅氏や益田氏などの御神本一族全体の氏神で、もともとは石見国府所在地であった浜田市上府町にあり、鎌倉時代中頃までは一族全体でこの神社の祭礼を行っていた。しかし鎌倉時代後期には、一族がそれぞれの所領にこの神社を勧請し、それぞれの領地で祭礼を行うようになった（『益田家文書』853号）。三隅氏も浜田市三隅町三隅小野の神本（かもと）にこの神社を勧請していたという（三隅町文化財審議委員編『ふるさとの文化財』、一九八二）。

史料編纂所では二〇〇九年にマイクログラフフィルム撮影を行っているが、

文書の状態は水損により良好とは言えず、白黒の写真では十分な判読はできない。

そこで二〇一四年度の一般共同研究「中世石見領主御神本一族関係文書の調査・研究」の一環として、御神本一族である益田氏・三隅氏の発給文書を含む当該文書の調査をあらためて行った。

本稿はその成果を踏まえ、その翻刻・紹介を行うものである。

なお、翻刻にあたっては、二〇一〇年に島根大学の井上寛司氏が作成し、史料編纂所の久留島典子氏が確認した、浜田市教育委員会文化振興課文化財係保管のデータの提供を受け、二〇一四年九月五日に行った原本調査の成果を追加した。

井上・久留島両氏を始め、調査に当たってお世話になった三隅神社宮司白澤徹也氏、浜田市教育委員会川本裕司氏・藤田大輔氏に感謝申し上げます。

【凡例】

一 字体は、原則として新字体を用いた。

一 校訂者の加えた注のうち、校訂注には「^(一)」、説明注には「^(二)」を用いた。校訂注を加えるに際しては、案・写・島根県立図書館架蔵謄写本を参照した。

一 欠損は「^(一)」で示した。

一 文書は編年順とし、浜田市の文化財指定番号を（浜田市一）などとして付した。

一、権律師俊祐寄進状（浜田市一）

向ノ田村

大歳大明神^{江_(此)}度拙者

心願^二仍^而

一社新^二再建立いたし并

□^(為カ)祭事料小田志ヶ所

致寄進之候、然「

右、恒例御祭事□年

ノ二月□無相違可□^(被カ)致

□^(執カ)行者也、仍^而為後々

□□□執達如件、

権律師俊祐（花押1）

至徳□□^(二カ)乙十二月廿三日

二宮ノ神職

大宮司主殿へ

○文書の表記・字体などに疑問があり、後になって偽作された可能性が高く、慎重な検討を要す。

二、三隅信兼袖判家臣連署奉書（浜田市二）

信兼^(三隅)（花押2）

三隅庄天満宮社領之事、

向之田郷古市郷有之、

田畑合九町、右者建久九^午年

任目錄奉寄進候、彼社領

未代不可有相違者也、

仍而為後日執達如件、

応永十九年^辰十月廿五日^{家盛}（花押3）

井村越後守

小坂下野守

小坂備前守

重経（花押5）

萩原七郎

周次（花押6）

古和縫殿助

兼頼（花押7）

三浦源三

周長（花押8）

三浦下総守

盛長（花押9）

三浦掃部助

重任（花押10）

内右衛門大夫

兼有（花押11）

永安内藏丞

兼任（花押12）

三浦若狭守

重佐（花押13）

小坂伊豆守

大宮司
野上山城殿

○本文書は、三隅信兼の花押が異なるなど、一〇号文書・一五号文書などをともに偽作されたものと推定される。

三、三隅信兼袖判家臣連署奉書写（浜田市二八）

（第二号文書の写。本文省略）

一〇、三隅氏家臣連署奉書（浜田市六）
御神〔奉大明神御神田之事〕□□□□□□□□□□

御人躰〔合〕

事為御神田□□□御寄進〔

被 仰出候、然者神之御事被 仰付之

由候、為御家御人躰候間、於于今茂

不可相替之条、右之壺町田土貢米

以勘合目錄之前、御祭等事無油斷

無沙汰遂其節、於末代無相違

可相抱候事肝要候、自然御神前并

祭等事於有油斷無沙汰之儀者、

為御家御人躰不可然候間、可有相違〔不脱力〕

者也、仍為後鏡狀執達如件、

天文十五年十一月六日

- 井村越後守 信直 (花押 20)
- 小坂下野守 実経 (花押 21)
- 小坂備前守 実□ (花押 22)
- 萩原七郎 周長 (花押 23)
- 古和縫殿助 盛長 (花押 24)
- 三浦源三 周次 (花押 25)
- 三浦下総守 実□ (花押 26)
- 三浦掃部助 実豊 (花押 27)
- 内右衛門大夫 実有 (花押 28)
- 永安内蔵丞 実任 (花押 29)
- 三浦若狭守 実佐 (花押 30)

御神本大明神

神主神四郎殿

小坂伊豆守 信長 (花押 31)

一一、井村某等連署書状写（浜田市四〇）

御神本大明神事、

被对御家御人躰被成

御崇之条、隆〔三隅〕周様御

存命之時、為御神田

木束郷之内みはる

壺町田可有御寄進

之由被 仰出候、然者神主

事者治部大夫子神四郎

被 仰付之由被 仰聞候、

為御家御人躰候間、於于今

不可相替候、然上者御

祭等事、右之壺町之

以土貢米勘合目錄之前、

可遂其節之由、能々

可被仰付事肝要候、

自然御神前諸祭等

事於有油斷無沙汰者、

可有相違之由可被仰聞候、

恐々謹言、

井村〔

〔天文十五年九〕
十一月六日

「
小坂下野」
萩原「
□」
□」
(後欠)

一二、二宮社領坪付注文案 (浜田市七)

足谷之内東くらかけ壺町さんての□^事

壺段代四百文 うちのきれ

壺反 三百文 中のきれ

壺段 五百文 もりの内

壺反 四百文 はたけ田

壺反 三百文 やなかさこ 不作

壺反 三百文 まの、内

壺反 五百文 なわての下

壺反 四百文 竹の下

三反 九百文 もりまわり 不作

小田ニツ 百文 是も不作

小屋敷ニツ

以上

弘治二年^{たつひのへ}三月八日 御奉行衆より

二宮神主へ

「三、二宮社領坪付注文写 (浜田市二)
〔端裏書〕
十五之内」

(第一二号文書の写。本文省略)

一四、矢原兼永寄進状 (浜田市八)

去年二ノ宮殿様^{江立願}りうくわん申候矢原之郷ニ在所
とうめんと申所三百文田壺段きしん申候、然者
定御とこううり升にて式斗五升たるへく候、
いなか田にて候間、御しよむ上下なし^{所務}如此文

躰のせ申候、以是まいねん十一月廿一日^二
御く^供うを御上候て、御まつり被召可給候、よろつ

めされあわせらるへく候、我ら所へハ
御糲はかり可被下候、仍為後日如件、

弘治二年^{たつひのへ}六月廿五日

大宮司 兼永 (花押 32)
次部大夫^殿

一五、益田力兼忠袖判家臣連署寄進状 (浜田市九)

兼忠 (益田力) (花押 33)

為 御神本大明神御^{神田}木束^郷

之内ミはる壺町田雖^{御寄進候当}

時被任御望本郷^{之内東藏懸壺}

町彼ミはる為替地御寄進^候

御神前其外祭等之事、任^{先目}

録不可有油断者也、仍為後日執

達如件、

弘治貳年八月廿二日

小坂民部少輔 兼清 (花押 34)
小坂彈正忠 兼頼 (花押 35)
小坂和泉守 実秋 (花押 36)
古和遠江守 盛貞
矢原掃部助 兼永 (花押 37)

三浦右馬助 兼光 (花押 38)
内美濃守 兼□ (花押 39)
永安上総介 兼任 (花押 40)
□田駿河守 慶堯 (花押 41)
井之村 才王

二之宮大明神々主

神四郎との

一六、益田力兼忠袖判家臣連署寄進状写 (浜田市二九)
〔端裏書〕
十五之内

(第一五号文書の写。本文省略)

一七、永安忠近寄進状 (浜田市一〇)

敬白

願所之事

奉寄進田地之事、分錢貳百文

在所者下浦

右之寄進者、丙歲家中安穩、

殊者^辛歲^当病^息延^命之加護

奉頼之所也、兼又前々三浦丹州

貳百文之内百文前、為神田付

申所也、彼寄進者御祭之時

毎年御神樂之祈念奉頼候、

仍寄進状如件、

弘治二年 十月廿八日

永安左近佐 忠近

(花押 42)

進上

二宮大明神

神主治部大夫殿

一八、小坂兼清寄進状 (浜田市一一)

〔端裏書〕

願書

二之宮大明神御立願^{〔之事〕}

一乙卯御歳為当願当^{〔年中法樂〕}

一御本地參候者、為新寄進式^{〔段分〕}

彼土貢米をもつて^{〔三年二〕}一度之^{〔法樂〕}

無油断可有其取沙汰者也、御願状

如件、

弘治三年五月廿日 民部少輔^{〔小坂兼清〕} (花押 43)

二之宮

神主治部大夫とのへ

一九、小坂兼清寄進状写 (浜田市二六)

〔端裏書〕

十五之内、三百廿三年に及、亥ノ年

(第一八号文書の写。本文省略)

二〇、小坂兼清・徳田慶堯連署寄進状 (浜田市一一)

乙卯御歳御願書

一所壹段分錢七百文中多田竹ノ下在之、

右式段二宮大明神三年一度之為御法

楽田、新御寄進被定置所也、仍為後日

一筆如件、

永祿元年 十二月廿九日

小坂民部少輔 兼清 (花押44)
徳田駿河守 慶克 (花押45)

二宮神主 治部大夫とのへ

二一、小坂兼清・徳田慶克連署寄進状写 (浜田市三〇〇)
〔端裏書〕 二百廿二年、己亥ノ年迄、十五之内

(第二〇号文書の写。本文省略)

二二、益田藤兼安堵状 (浜田市一三)

二宮大宮司之事

親治部大夫為手続、向後

不可有他妨者也、仍

一行如件、

永祿十年 正月二日 藤兼 (花押46)

納田郷二宮大宮司 惣兵衛尉男

二三、益田藤兼安堵状写 (浜田市二四)

〔端裏書〕 己亥ノ年迄二百十三年、十五通之内

(第二二号文書の写。本文省略)

二四、山根道豊寄進状案 (浜田市一八)

きしん申御神田の事

右みはるの上うそのを段

分せん四百文まつ代き

しん申候処定なり、御祭

三月三日御祭礼あるへく候、但

たくせんハす共、秋共二取合

可有候、是ハてんやくの事に候間、

いんそう可有候、仍所定如件、

永正十五年 十一月十日 豊判

山根平左衛門尉 形部左衛門殿

二五、二宮神田坪付注文案 (浜田市一四)

〔端裏書〕 十五之内

二宮神田東くら懸替地之事

よすま田平原之内 一田三反 代壹貫貳百文

大しの上て口 一田貳反 代六百文

うミ石 一田壹反 代三百文

西河内村 一田壹反 代三百文

同所ミのこし 一田壹反 代三百文

同所 一田貳百前 代三百文

同所 一壹所屋敷 代三百文

以上 御奉行衆分

二六、二宮大明神年中行事次第 (浜田市一五)

二ノ宮大明神年中御祭次第之事

一 毎月十八日御神楽月次在之、

一 八月十五日ハ於御神前御きやう御すい上申

同日御やふさめ二とうり在之、此御

御方へ神主所よりめしのとりさた仕候、

御とももの御人数十人定御さ、

一十六日の御祭於御神前御くう御すい御神楽
御きねん之事、同□□内子方酒はん
もてなし之事、

一十一月十八日御祭も「」但_シやふめ_カ」

御神前社家衆_{酒カ}はんとりさた仕候、

殿様上申御はら_{分カ}」

一酒六升 同も「」上申候、

同 御役人上「」

一酒五升「」五十被上申「」

右式ケ度の御祭如此、

二七、二宮大明神年中行事次第（浜田市一六）

「」_{御神之大明神}本_カ□□神御神「」

一「」東藏懸有之、

壺所壺町、分錢四貫文定、

右之年中御祭之入目毎月

十八日御神楽有之、

一八月十五日御やふさめ上下共

御人数酒飯取沙汰仕候、

一同十六日御神前御供・御酒調仕候、

一同日社家方酒飯調申候、

一十一月十八日御祭入目如右、

但やふさめなし、

一三年一度之御神舞田三段

井村有之、不知行

神主

二八、二宮神社祭礼覚書断簡（浜田市三七）
（前欠）

等如右、但_{ママ}鎗流馬無之、

神前御調社家衆取成等如八月、

一上申酒肴之事、

殿様へ御酒六升膳六十上進仕候、

御役人_江御酒五升膳五十上申候、

右、二ケ度之御祭等如此

御祭入目等委細者先代以□□署

被仰定畢、

（後欠）



4. 小坂実秋



3. 井村家盛



2. 三隅信兼



1. 俊祐



8. 三浦周長



7. 古和兼頼



6. 萩原周次



5. 小坂重経



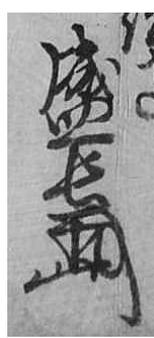
12. 永安兼任



11. 内兼有



10. 三浦重任



9. 三浦盛長



17. 俊祐



16. 道善



15. 三隅信兼



14. 小坂信長

13. 三浦重佐



21. 小坂実経



20. 井村信直



19. 兼世



18. 三隅興信、興兼



25. 三浦周次



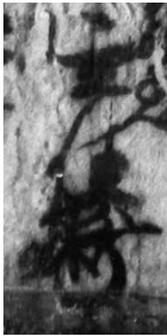
24. 古和盛長



23. 萩原周長



22. 小坂実□



29. 永安実任



28. 内実有



27. 三浦実豊



26. 三浦実□



33. 益田カ兼忠



32. 矢原兼永



31. 小坂信長



30. 三浦実佐



37. 矢原兼永



36. 小坂実秋



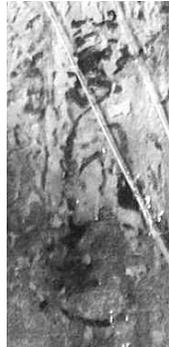
35. 小坂兼頼



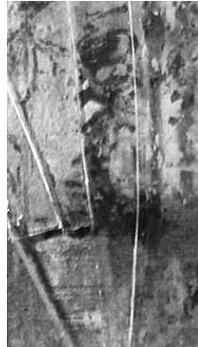
34. 小坂兼清



41. 徳田慶堯



40. 永安兼任



39. 内兼□



38. 三浦兼光



45. 徳田慶堯



44. 小坂兼清



43. 小坂兼清



42. 永安忠近



46. 益田藤兼